

# 低所得者支援給付金 (10万円/1世帯)のご案内

受給には手続きが必要です

- 低所得者支援給付金 **(1世帯あたり10万円)** は、令和6年度に新たに住民税均等割非課税または均等割のみ課税となった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

## 給付金の支給額

1世帯あたり**10万円**

## 給付金の支給時期

確認書を受理、内容を確認した後、  
順次支給いたします。

## 支給対象について

### 支給対象となる世帯

令和6年度

**「住民税均等割非課税」** または **「住民税均等割のみ課税」** の世帯

※ただし、世帯全員が、住民税課税者に扶養されている場合を除きます。

令和6年6月3日時点で串本町に住民登録のある方へ  
串本町物価高騰対応重点支援給付金事務局が確認  
書を送付いたします（要返送）

令和6年6月3日時点で住民登録のある  
市区町村から確認書が送付されます。



**詳しくは裏面へ**

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

# 給付金の支給手続き

## 令和6年度住民税均等割非課税または均等割のみ課税の世帯

- 対象となる世帯には、市区町村から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 中身を確認して必要事項を記入し、**返信または**  
**事務局に提出してください。**



### 【確認事項等】

- 記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
- 世帯主氏名、確認日、連絡先電話番号を記入

### ＜非課税世帯＞

- 住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと
- 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者がいないこと

### ＜均等割のみ課税世帯＞

- 住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと
- 住民税所得割が課されず、うち少なくとも一人が住民税均等割課税に該当すること



低所得者支援給付金の

**「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」**にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署にご連絡ください。

### お問い合わせ

串本町物価高騰対応重点支援給付金事務局



**0735-67-7020**

受付時間 土日祝日を除く8:30~17:15